

社 労 連 第 309 号
令和 6 年 5 月 14 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 野 実
(公 印 省 略)

連合会主体調査「社労士実態調査」等の調査期間延長について（周知依頼）

謹啓 平素は当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、本年 4 月 22 日付社労連第 270 号「連合会主体調査「社労士実態調査」等の実施について（周知依頼）」（別添 1）にて通知させていただいたとおり、本年 4 月 24 日から 5 月 20 日を調査期間として、「社労士実態調査」を行っているところですが、調査結果の精度を高めるため、より多くの皆様にご回答いただきたく調査期間を 6 月 3 日まで延長いたします。

また、調査期間延長にあたり、未回答者に向けまして調査回答用の ID と PW が記載された圧着ハガキを送付する予定でございます。

つきましては、貴職におかれましては、業務ご多端の折誠に恐縮ではございますが、本件についてご理解賜りますとともに、貴会会報やホームページへの掲載、メールマガジンの送付等、貴会会員に向けた周知にご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、『月刊社労士』5 月号の巻頭（別添 2）及び連合会ホームページにて掲載いたしますことを申し添えます。

また、既にご回答済みの方に行き違いで届いてしまいましたら、どうかご容赦くださいますよう、お願い申し上げます。

謹 白

記

調査期間の延長

令和 6（2024）年 5 月 21 日（火）00：00～6 月 3 日（月）23：59

※当初の期間

令和 6（2024）年 4 月 24 日（水）00：00～5 月 20 日（月）23：59

以上

（担当：社会保険労務士総合研究機構）

社労士実態Web調査

～御礼とご協力のお願～

1 調査への参加・協力の御礼

このたびは、本誌4月号の巻頭等において参加・協力をお願いをしました「社労士実態調査(Web調査)」につきまして、お忙しい中、ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

連合会では、社労士は労働及び社会保険、人事・労務管理の専門家として「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施」「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上」等に資することが使命

であると表明しております。

会員の皆様からいただきました回答につきましては、社会から期待される使命を、今後も将来にわたって果たし続け、国民生活の向上や社会経済の発展に更に貢献する社労士制度であり続けることを検討するに当たっての、大変貴重な情報として分析研究を行い、役立ててまいります。

2 回答期限を延長しました！

本誌4月号あるいはお送りしました調査依頼状において、5月20日(月)までの回答をお願いしておりましたが、6月3日(月)までに延長しました。
より多くの皆様に回答をいただくことで、本実

態調査がより信頼性の高いものになりますので、ぜひ本実態調査の趣旨に改めましてご理解・ご賛同いただきまして、ご回答をお願いします。

回答期限(延長) **6月3日(月) 23:59**

- ※1. Web調査回答用のIDとPWは4月下旬にお送りした依頼状の入った封筒あるいは、5月中旬に送付しました圧着ハガキに記載されております。
- ※2. 送付先は月刊社労士と同じ送付先ですが、月刊社労士とは別送となります。
- ※3. 封筒及び圧着ハガキについて、基本的には本年3月22日時点の連合会における登録情報に基づいてお送りしております。手続きのタイムラグの関係で、変更申請等が反映されていないケースがありますので、予めご了承ください。
- ※4. 速報版及び調査結果等については整い次第、白書等において公表予定です。

3 オンライン回答へアクセスをお願いします。

社労士実態調査は、スマートフォンあるいはパソコンから回答可能です。

右のURL又は二次元コードから調査回答画面にアクセスして、回答をお願いします。

なお、回答の際、依頼状あるいは圧着ハガキ記載のIDとPWが必要となります。また、一部の質問について、確定申告書類や契約実績をまとめた資料などをご準備の上、ご回答ください。

URL : <https://crs.post-survey.com/srj2401>
(パソコンで回答する場合はアドレスバーに入力してください)

二次元コード



(スマートフォンで回答する場合は読み込んでください)

社 労 連 第 270 号
令和 6 年 4 月 22 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 野 実
(公 印 省 略)

連合会主体調査「社労士実態調査」等の実施について（周知依頼）

謹啓 平素は当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、本年 3 月 6 日開催第 239 回理事会にてご説明したとおり、社労士業務及び社労士の経済的基盤の実態把握を目的に、すべての社労士を対象とした「社労士実態調査」と、一定の条件に該当する特定の社労士を対象とした「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査」の 2 種類の調査を実施することとなりました（別添 1 参照）。

「社労士実態調査」は、持続可能な社労士制度・業務の在り方の考察を目的に実施し、本年 4 月 24 日から 5 月 20 日を調査期間として、下記のとおり会員あてに調査回答依頼を行う予定です。なお、本調査は今後 5 年に一度の間隔で実施する予定です。

連合会としましては、本調査の調査結果を統計情報として開示することにより、会員の皆さまに社労士の役割・期待、専門性、認知度及び経済性等について再認識していただき、労使をはじめ国民との建設的な対話促進に役立つものと考えております。

つきましては、貴職におかれましては、業務ご多端の折誠に恐縮ではございますが、本件についてご理解賜りますとともに、貴会会報やホームページへの掲載、下記「2. メールマガジン文案について」を用いたメールマガジンの送付等、貴会会員に向けた周知にご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、『月刊社労士』4 月号（別添 2 参照）及び連合会ホームページにて掲載いたしますことを申し添えます。

謹 白

記

1. 社労士実態調査概要

（1）対象

すべての社労士

（2）調査期間

令和 6（2024）年 4 月 24 日（水）00：00～5 月 20 日（月）23：59

（3）調査方法

Web 調査

※ オンライン回答のみ受付（スマートフォンでも回答可）

(4) 調査内容

開業者向け調査内容一覧（別添 3）

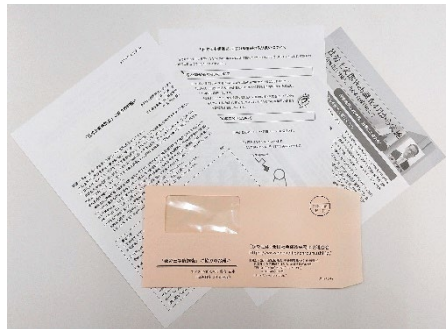
勤務等向け調査内容一覧（別添 4）

(5) 調査回答方法

- ① 調査 Web ページ <https://crs.post-survey.com/srj2401> にアクセスする。
- ② 依頼状（郵送）に記載されている ID、PW を入力しログインする。

※ 依頼状は令和 6（2024）年 4 月 23 日（火）投函予定

▼依頼状イメージ



- ③ 画面の指示に従って回答する。
 - ※ 簡易選択方式（一部自由記載欄あり）
 - ※ 所要時間 20 分程度

(6) 調査主体

全国社会保険労務士会連合会

(7) 調査実施（連合会からの委託会社）・お問い合わせ先

一般社団法人中央調査社

電話：0120-48-5351（フリーダイヤル） 03-3549-3125

※受付時間：平日 9：00～17：00

2. メールマガジン文案について

貴会において会員に向けたメールマガジンを送付している場合は以下の文面を参考にお送りいただきますようお願いいたします。

＜メールマガジン文案＞

タイトル：連合会主体調査「社労士実態調査」への協力のお願い

本文：

全国社会保険労務士会連合会において、社労士業務及び社労士の経済的基盤の実態把握し、持続可能な社労士制度・業務の在り方の考察するために、「社労士実態調査」が実施されます。

本調査は、すべての社労士を対象とした調査であるため、会員の皆様におかれましては、以下の概要をご確認いただき、連合会から依頼状が届きましたら積極的にご回答いただきますようお願いいたします。

（1）対象

すべての社労士

(2) 調査期間

令和 6 (2024) 年 4 月 24 日 (水) 00 : 00 ~ 5 月 20 日 (月) 23 : 59

(3) 調査方法

Web 調査

※ オンライン回答のみ受付。スマートフォンでも回答可。

(4) 調査内容

以下の URL (連合会ホームページ会員ページ) にて掲載

<https://www.shakaihokenroumushijp/members/information/tabid/298/Default.aspx?itemid=6723&dispmid=462>

(5) 調査回答方法

- ① 調査 Web ページ <https://crs.post-survey.com/srj2401> にアクセスする。
- ② 依頼状 (郵送) に記載されている ID、PW を入力しログインする。
※ 依頼状は令和 6 (2024) 年 4 月 23 日 (火) 投函予定
- ③ 画面の指示に従って回答する。
※ 簡易選択方式 (一部自由記載欄あり)
※ 所要時間 20 分程度

(6) 調査主体

全国社会保険労務士会連合会

(7) 調査実施 (連合会からの委託会社) ・ お問い合わせ先

一般社団法人中央調査社

電話 : 0120-48-5351 (フリーダイヤル) 03-3549-3125

※ 受付時間 : 平日 9 : 00 ~ 17 : 00

以上

(担当 : 社会保険労務士総合研究機構)

2024.1.22開催正副会長会及び常任理事会・理事会合同会議
資料から一部修正

調査の趣旨・意義

社労士制度が1968年12月に創設され、2023年12月に55年を迎えました。

国家資格の中には、「業務独占資格」と「名称独占資格」とがあり、社労士制度は「業務独占資格」とされております。
この「業務独占資格」は、国民の生命、健康、財産などを守ることにつながる業務について、国が責任を持って一定の基準を定め、一定の水準以上の知識・技術を修得していることを国又は都道府県が確認する必要があるものとされております※。

こうした趣旨において、社労士は労働及び社会保険、人事・労務管理の専門家として、「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施」、「事業の健全な発達と労働者等の福祉」等に資することが使命であると表明しております。

この使命を社労士が今後も将来にわたって果たし続けるためには、社労士の本質を堅持しつつ、社会経済情勢の変化に対応した有用で信頼され続ける持続可能な制度である必要があります。

また、国民、事業者や労働者等の合理的な意思決定や学術的发展を助け、国民生活の向上や社会経済の発展に更に貢献する社労士制度であり続けるためには定期的な統計調査が必要不可欠と考えます。

以上の趣旨から、社労士業務及び社労士の経済的基盤の実態把握を目的に、「社労士実態調査」及び「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査」（以下「実態調査等」という。）を企画・実施したいと考えております。

なお、連合会としましては、この実態調査等の結果を統計情報として開示することにより、社労士の役割・期待、専門性、認知度、及び経済性等について、労使をはじめ国民との建設的な対話が促進されると思料することから、「アンケート」ではなく、あくまでも「調査」として、会員に対して、強く要請するものです。

皆さまにおかれましては本実態調査等の趣旨・意義につきましてご理解・ご賛同いただき、実効性を担保するためにも、ぜひご協力いただきたく存じます。

「社労士実態調査」及び「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査」実施について②

調査の種類

2024.1.22開催正副会長会及び常任理事会・理事会合同会議
資料から一部修正

1. 社労士実態調査（全社労士向け調査）

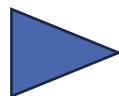
持続可能な社労士制度・業務の在り方を考察するため、すべての社労士を対象に、開業・勤務実態や業務内容などを調査項目にした実態調査を実施し、社労士業務の現在の実態を明らかにする。

2. 開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査（特定の社労士を対象とした複数年にわたるパネル調査）

社労士開業後の事業所及び業務の広がりを明らかにするため、「1. 社労士実態調査」にて抽出した調査対象者（①30歳以上69歳以下②「開業」又は「法人の代表社員」③開業後5年以上経過する者）を対象にパネル調査（定量調査及び定性調査）を実施し、複数年にかけて開業実態を追跡する。

1. 社労士実態調査
＜社労士業務の現状を知る＞
調査方法：全社労士向け調査

※ 単発で実施し調査時点での
現状を把握する



以下の者を抽出しさらに調査

- ①30歳以上69歳以下
- ②「開業」又は「法人の代表社員」
- ③ 開業後5年以上経過

**2. 開業社労士の業務スタイルの
変化に関する調査**

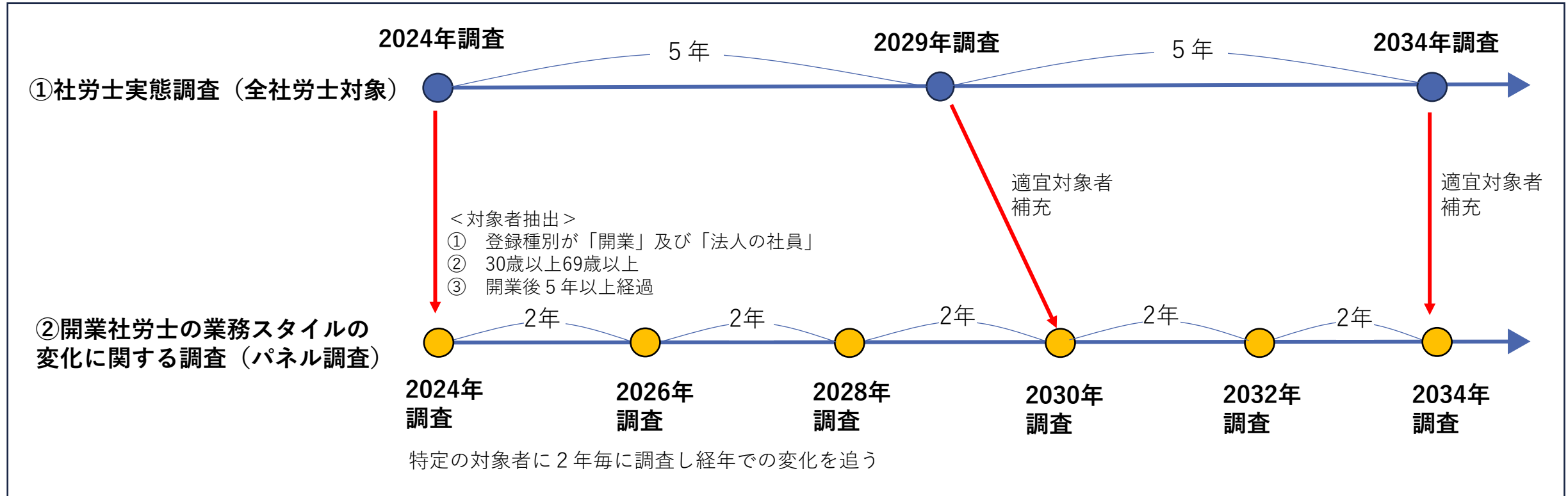
＜開業社労士の広がりを知る＞
調査方法：パネル調査

※ 同じ対象者に同じ質問を同じ形式で
一定期間の間に複数回行う調査

調査結果の活用

- ①社労士の役割・期待、専門性、認知度及び経済性について再認識する。
- ②労使をはじめ国民との建設的な対話促進に貢献する。
- ③「社労士」を魅力ある職業としてPRする際の根拠数字として活用する。
- ④社労士制度の在り方を考察し、連合会及び都道府県会事業内容に活かす。
- ⑤パネル調査によるデータを蓄積し、対象者の行動変容などの把握・分析し、社労士のマーケティング戦略として活用する。

「社労士実態調査」及び「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査」実施イメージ図



1. 調査の目的

社労士の事務所経営状況、（勤務社労士の）勤務実態、業務内容などを調査することにより社労士の活動実態を把握することを目的とする。

2. 調査対象

社労士（登録種別問わず実施）

※ 調査日において社労士登録している者（参考：45,748人※2024年1月末時点）を母集団とする。

3. 調査スケジュール

調査依頼状の発送：2024年4月23日

調査期間：2024年4月24日～2024年5月20日

調査結果の公表：（概要版）2024年10月

4. 調査項目イメージ ※具体的な調査項目は現在検討中

（1）開業及び法人の社員向け：30問程度 ※パネル調査対象者要件に該当する回答者に対しては、パネル調査への協力可否を問う設問を設定

基本情報：所属都道府県会/登録種別/年齢/登録した西暦/特定社労士付記有無/他の資格有無 など

開業実態：開業時の西暦/開業形態/従業員人数 など

業務関係：顧問先数、規模、業種/1～3号業務割合/3号業務内訳 など

経営実態：2023年決算報告書売上金額/売上内訳割合（顧問、スポット対応、講演、執筆） など

（2）勤務及びその他登録者向け：20問程度

基本情報：所属都道府県会/登録種別/年齢/登録した西暦/特定社労士 など

社労士事務所勤務者向け：勤務先種別/従業員規模/勤務歴/役職/主な業務/年収/開業意思有無 など

社労士事務所以外勤務者：勤務先情報/勤務先業種/規模/勤務歴/役職/職務/年収 など

5. 調査方法

（1）調査依頼

- 以下の方法により社労士に向けて調査協力依頼を行う。
 - ① すべての社労士に向けて調査協力依頼文書を郵送にて個別通知
 - ② 都道府県会会長あて周知協力依頼発出
 - ③ 『月刊社労士』及びHPにて周知（調査の趣旨・目的の説明、協力依頼など）

（2）回答受付

- 調査回答はWebフォームにて受け付ける。
- 回答者はWebフォームにアクセスし、郵送にて通知されたID、PWを入力し回答フォームに入力する。

（3）督促

- 未回答者に対しては督促ハガキを送付し回答を促す。

6. 結果の公表

調査結果の概要を毎年10月発行の社会保険労務士白書に掲載するとともに、『月刊社労士』及び連合会ホームページにて公表する。

8. 今後の方向性

- 今後は本調査を5年に1回の頻度で固定し、定期的の実施することで経年での社労士実態を把握することとしたい。

1. 調査の目的

社労士が開業以降どのような経営状況を辿り、どのような活動を展開していくのか、同一調査対象を複数年に渡って調査（パネル調査）することで社労士業界の動向を明らかにする。 ※パネル調査：同じ対象者に同じ質問を同じ形式で一定期間の間に複数回行う調査

2. 調査対象要件

以下の①～③すべてに該当する社労士

- ① 登録種別が「開業」及び「法人の代表社員」 ※「法人の代表社員」が複数いる場合は代表に準ずる者とする
- ② 30歳以上69歳以下
- ③ 開業後5年以上経過

3. 対象の選定方法

- （1）上記「2. 調査対象要件」に該当し本調査への協力に同意した者
具体的には、「社労士実態調査」回答フォームにて協力可と回答した者を対象とする。
- （2）（1）の同意者が目標数（500）に届かない場合は追加募集し同意した者
具体的には、「社労士実態調査」回答内容から対象要件該当者を抽出し依頼文書を送付する。

4. 2023年調査スケジュール（仮）

調査対象期間：2023年1月1日から2023年12月31日までの1年間の活動状況

調査期間：2024年10月上旬～2024年10月下旬（最終回答期限11月下旬） ※約1か月～2ヶ月を想定

調査結果公表：2025年3月

<今後の予定>

同一対象者（パネル）に対し、2年1回調査を実施する。

5. 調査項目（イメージ）

「1. 社労士実態調査」調査項目に、詳細な経営状況、業務受託状況に関する調査項目を加えたもの（60問程度を想定）

6. 調査方法（想定）

（1）調査依頼

- 以下の方法により社労士に向けて調査協力依頼を行う。
 - ① 調査対象要件に合致し、「社労士実態調査」回答フォームにて協力可と回答した社労士に向けて調査協力依頼文書を郵送にて個別通知
 - ② 都道府県会会長あて周知協力依頼発出
 - ③ 『月刊社労士』及びHPにて周知（調査の目的の説明、協力依頼など）

（2）回答受付

- 調査回答はWebフォームにて受け付ける。
- 回答者はWebフォームにアクセスし、郵送にて通知されたID、PWを入力し回答フォームに入力する。

（3）督促

- 未回答者に対しては督促ハガキを送付し回答を促す。
- さらに未回答の場合は、架電により回答を促す。

7. 回答者へのインセンティブ

- 全体の調査結果と回答者の回答内容を記載した「回答者レポート」をメールにて提供することをインセンティブとする。
（狙い）自身の開業・経営状況と、他事務所の状況の違いを確認し、自身の今後の経営に役立てていただく。

8. 結果の公表（想定）

- 社労士の魅力を対外的に伝えられる機会と捉えていることから、偏りがなく、事務所が特定されないよう工夫しつつ、「社労士実態調査」と同様に、毎年10月発行の社会保険労務士白書に掲載するとともに、『月刊社労士』及び連合会ホームページにて公表する。

「社労士実態調査」及び「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査」実施について③

調査回答のメリット

1. 社労士実態調査（全社労士向け調査）

持続可能な社労士制度・業務の在り方を考察するため、社労士を対象に、開業・勤務実態や業務内容などを調査項目にした実態調査を実施し、社労士業務の現在の実態を明らかにする。

⇒（本調査のメリット）

- 多くの企業に向けて自事務所のアピールができることです。同じ業界の実態と自社のポジションを相対して伝えられることになります。
- 業界内の状況を定量的に把握できることにより、自事務所の強み、他事務所の動向把握、新たな業務の展望が可能となります。
- 社労士業界全体がどういった業界で、自事務所がどのような事務所かを同業のみならず、顧問先企業等に知ってもらうことができます。特に、今後取引等を検討している企業・個人なら、少しでも社労士業界の情報を集めておきたいと考えるのは一般的です。そのため、取引先並びに商談及び相談が多い企業あるいは個人に向けては、あらかじめ情報を開示することに寄与すると思います。

2. 開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査（特定の社労士を対象とした複数年にわたるパネル調査）

社労士開業後の事業所及び業務の広がり明らかにするため、「1. 社労士実態調査」にて抽出した調査対象者（①30歳以上69歳以下②「開業」又は「法人の代表社員」③開業後5年以上経過する者）を対象にパネル調査（定量調査及び定性調査）を実施し、複数年にかけて開業実態を追う。

⇒（本調査のメリット）

- 回答者には、業界平均値からみて自事務所のポジションがどこに位置づけられるのか等可視化したレポートを提供する予定です。
- 経年・定点で回答をいただくことで、自事務所の経営方針の変遷、成長度合い等を振り返ることも可能です。

-
- いずれにしても、回答数が多いほど本調査における統計データの信ぴょう性が高まります。
 - その結果は、企業や労働者等国民に対して、社労士業界のPR・社労士業務を知っていただくことになり、社労士という国家資格が、どのようなテーマの社会課題の解決や経営支援に資するか、ということを知っていただけることになります。
 - 社労士事務所の自らのポジション（現状）を知ることは重要
 - 今回の調査で自事務所の現状を把握することが可能になるので、目標設定を行うことで、課題の発見、対応方法が可能になる（個々の社労士事務所のあるべき姿の可視化）
 - 将来世代に対し、社労士になりたい、という思いの実現にもつながります。
 - 個々の社労士にとって、様々な機会で活動しやすい環境が整うことになると思います。

今回実施しようとしている実態調査等と社会保険労務士法及び連合会会則との関係

社会保険労務士法（抄）

第4章 監督

（連合会の会則）

第二十五条の三十五 連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 第二十五条の二十七第一項第一号、第三号、第四号及び第五号から第七号までに掲げる事項
 - 二 社会保険労務士の登録に関する規定
 - 三 資格審査会に関する規定
 - 四 社会保険労務士の制度に関する広報、社会保険労務士の業務の運営に関する調査等に関する規定
 - 五 その他連合会の目的を達成するために必要な規定
- ～（略）～

（連合会の会則を守る義務）

第二十五条の三十六 社会保険労務士及び社会保険労務士会は、連合会の会則を守らなければならない。

全国社会保険労務士会連合会会則（抄）

第1章 総則

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会保険労務士の品位を保持するため、社会保険労務士会及びその会員に対し、勧告又は指導を行うこと。
- (2) 社会保険労務士の資質の向上を図るため、社会保険労務士の業務に関する研修を行うこと。
- (3) 社会保険労務士の登録及び社会保険労務士法人の届出に関する事務を行うこと。
- (4) 社会保険労務士の業務の改善進歩を図るため、調査研究を行うこと。**
- (5) 社会保険労務士制度の普及宣伝を行うこと。

～（略）～

第6章 品位保持等

（会則等の遵守）

第43条 社会保険労務士会及びその会員は、法及び法に基づく命令並びに本会の会則及び会則に基づく細則を遵守しなければならない。

社労士実態調査のスケジュール

○令和6年4月23日(火)・・・全社労士(約46,000人)に向けて調査依頼状の発送

⇒Web調査回答用のIDとPWを同封した封筒を全社労士に発送。

したがって会員の皆様のお手元に届くのは4月25日(木)・26(金)が最も多くなる見込み。

○令和6年4月24日(水)～5月20日(月)・・・Web調査回答期間

※対象者を絞った「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査」(パネル調査)については今秋実施を予定しております。

社労士実態Web調査4月から実施 社会変化に対応し、更なる貢献目指して



会長 大野 実

回答時間は20分程、回答にご協力を！

1 将来にわたり使命を果たし続けるため

社労士制度は1968年12月に創設され、2023年12月に55周年を迎えました。

この55年の間、社会経済の成熟化、人口動態の変化、価値観の変容等の大きな動きの中、全国の会員のたゆまぬ活動のおかげで、社労士制度創設当時と比較し、社労士が社会から求められている役割は圧倒的なスピードをもって、深度は深く、その幅は各段に拡張をみせております。このような状況下、連合会では現在、第9次社会保険労務士法改正に向けて動いているところです。その中でも、将来にわたって社会から期待される使命を明定化すべく、社労士は労働及び社会保険、人

事・労務管理の専門家として「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施」「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上」等に資することが使命であると表明しております。

この使命を社労士が今後も将来にわたって果たし続けるためには、社労士の本質を堅持しつつ、社会経済情勢の変化に対応した信頼・信任され続ける持続可能な制度であることが必要不可欠です。こうした趣旨に基づき、国民生活の向上や社会経済の発展に更に貢献する社労士制度であり続けるため、本年から定期的な統計調査を実施することとなりました。

2 春と秋、簡易選択方式でスマホでも

以上の趣旨から、令和6（2024）年度から社労士業務及び社労士の経済的基盤の実態把握を目的に、「社労士実態調査」及び「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査」の2つの調査（以下「実態調査等」という。）を実施したいと考えております。

いずれもスマートフォン、パソコンで選択回答する簡易な方式（一部自由記載欄あり）で、所要時間は20分程です。

春期、4月24日（水）から5月20日（月）にかけて「社労士実態調査」を実施します。

持続可能な社労士制度・業務の在り方を考察す

るため、すべての社労士を対象に、開業・勤務実態や業務内容などを調査し、社労士業務の現在の実態を明らかにすることが目的です。

秋期は、10月頃に「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査」を実施します。こちらは、社労士開業後の事務所及び業務の広がり进行を明らかにすることが目的です。「社労士実態調査」対象者の中から①30歳以上69歳以下、②「開業」又は「法人の代表社員」、③開業後5年以上経過する方を抽出・固定化し、複数年かけて同じ質問に回答いただくパネル調査になります。

3 調査結果は会員にフィードバック

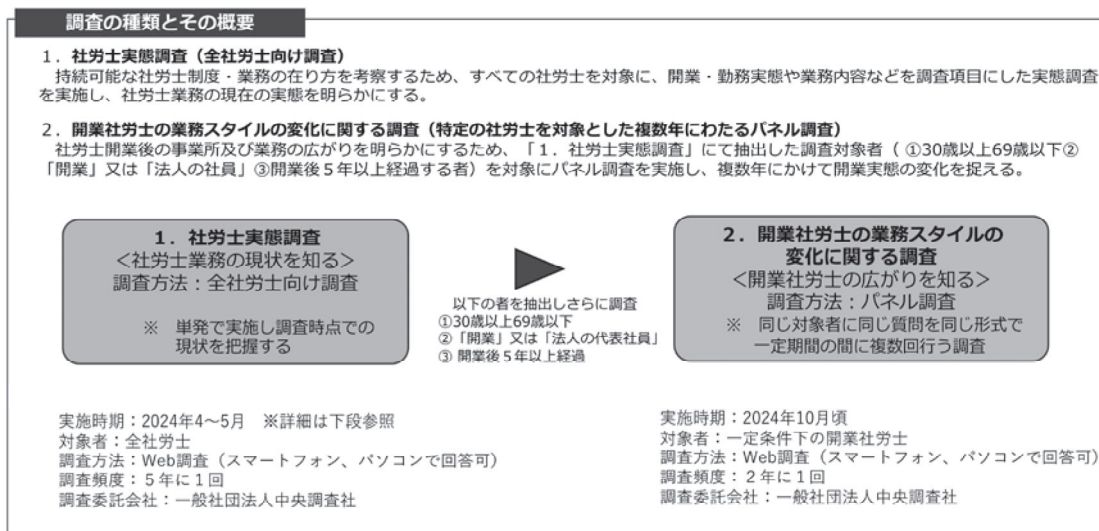
連合会といたしましては実態調査等の調査結果を統計情報として開示することにより、会員の皆さまに社労士の役割・期待、専門性、認知度及び

経済性等について再認識していただき、事業主や働く人ら関わるすべての皆さまとの建設的な対話促進に役立つものと考えております。

以上のような観点から、実態調査等につきましては社会保険労務士法及び連合会会則の規定に基づき「アンケート」ではなく「調査」との位置づけで、会員の皆さまに強く要請するものです。

会員の皆さまにおかれましては実態調査等の趣旨・意義につきましてご理解・ご賛同いただき、実効性を担保するためにも、ぜひご協力をお願いいたします。

実態調査等の全体像（２種類）



4 社労士実態調査のスケジュール

上記2種類の調査のうち、春期の「社労士実態調査」については、以下のスケジュールにて実施いたしますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

●令和6年4月23日（火）：全社労士に向けて調査依頼状の発送

⇒Web調査回答用のIDとPWを同封した封筒を全社労士に発送

※送付先は月刊社労士と同じ送付先ですが、月刊社労士とは別送となります。

●令和6年4月24日（水）～5月20日（月）：Web調査回答期間

※速報版及び調査結果等については整い次第、社会保険労務士白書等において公表予定です。



（封筒はピンク色）

5 社労士実態調査の調査回答用URL及び二次元コード

社労士実態調査は、スマートフォンあるいはパソコンから回答可能です。右のURLあるいは二次元コードからご回答をお願いします。

また、回答の際、4月23日以降、各自に送付予定の調査依頼状記載のIDとPWが必要となりますので、そちらをご準備のうえ、ご回答ください。

なお、実態調査等を依頼している（一社）中央調査社は政府統計、世論調査、社会調査等の実績があり、個人情報並びに事務所情報等の取り扱いについては契約書・仕様書等で適切な保護措置を

講じるよう確認しているところです。

調査の回答方法などに関してのお問い合わせは調査依頼状をご覧ください。

URL：https://crs.post-survey.com/srj2401

（パソコンで回答する場合上記URLを入力してください。）

二次元コード



（スマートフォンで回答する場合上記を読み取ってください。）

社労士実態調査（開業者向け） 調査内容一覧

※ 開業者（社労士個人事務所代表または社労士法人の社員）を対象とした調査です。

●準備するもの

・個人事務所代表や社労士法人の代表社員の方には、売上や顧問契約社数などをお聞きする質問がございます。確定申告書類や契約実績をまとめた資料があればお手元にご用意ください。

●留意事項

※ 設問に特段の指定がなければ4月1日時点の情報をお答えください。

※ 実際の回答はWeb画面の※印の注意書きを確認のうえお答えください。

No.	質問	回答対象者
1	あなたが、所属している都道府県会を教えてください。	全員
2	差し支えなければ、あなたの性別を教えてください。	
3	あなたの年齢を教えてください。	
4	あなたが、社労士登録した年を西暦で入力してください。	
5	あなたは特定社労士の付記をされていますか。	
6	あなたは社労士以外の国家資格を取得していますか。	
7	あなたは国又は地方公共団体から審議会等に委嘱されていますか、あるいは民間企業から社外取締役等に委任されていますか。	
8	あなたの会員種別をお答えください。	
9	あなたが開業した年を西暦で入力してください。	
10	あなたが開業の直前まで就いていた職業は何ですか。	
11	Q10において、「4.社労士事務所又は社労士法人の従業員」と回答した方に質問です。当該勤務時の勤務年数を教えてください。	
12	あなたの事務所の形態を教えてください。	
13	あなたの事務所内での立場について教えてください。	
14	あなたを含む事務所の規模（従業員数）を教えてください。 また、そのうち社労士の人数と社労士ではない補助者の雇用形態及び人数を教えてください。	個人事務所代表 または社労士法人の代表社員
15	事務所はあなた又はあなた以外の法人の社員の居宅内にありますか。	
16	事務所が受託している業務のうち、電子申請が可能な業務について、どの程度電子申請を利用していますか。	
17	あなたの事務所は、社会保険労務士賠償責任保険に加入していますか。	
18	あなたの事務所は、サイバーリスク保険に加入していますか。	
19	あなたの事務所は、次の個人情報に関する認証を取得していますか。	
20	あなたの事務所において、IT-BCPを策定していますか。	
21	事務所としてどのような方法にて宣伝活動や情報発信を行っていますか。	
22	あなたの事務所の決算月を教えてください。	社労士法人の 代表社員
23	あなたの事務所の売上（収入）金額を教えてください。 ※事務所の直近の決算期1年間についてお答えください。 ※確定申告書類などを参考にして入力してください。 ※額は、千円未満を四捨五入したうえで入力してください。	個人事務所代表 または社労士法人の代表社員

No.	質問	回答対象者
24	あなたの事業所得を教えてください。 ※2023（令和5）年分確定申告等に基づいてお答えください。	個人事務所 代表
25	あなたの役員報酬を教えてください。 ※事務所の直近の決算期1年間についてお答えください。	社労士法人の 社員
26	顧問契約社数（実数）を教えてください。 ※事務所の直近の決算期についてお答えください。	個人事務所代表 または社労士法 人の代表社員
27	従業員規模別顧問契約社数（実数）を教えてください。 ※事務所の直近の決算期についてお答えください。	
28	顧問契約受注とスポット受注の売上割合を教えてください。 ※事務所の直近の決算期についてお答えください。	
29	事務所の受託業務について次の項目の割合を教えてください。 ※事務所の直近の決算期についてお答えください。	
30	あなたが社労士を志望された動機について、次の項目ごとに当てはまるか否かをお答えください。 ※具体的な項目は回答画面でご確認ください。	全員
31	あなたの社労士としての職業生活において、次の項目ごとに当てはまるか否かをお答えください。 ※具体的な項目は回答画面でご確認ください。	
32	あなたの社労士としての職業生活において、次の項目についてストレス、不安、悩みを感じているかをお答えください。 ※具体的な項目は回答画面でご確認ください。	
33	あなたは、今後社労士資格をどのように活かしたいですか。ご自由にお答えください。	
34	社労士業務において、5年前と比べた顧客からの需要の変化について、あなたのお考えをお答えください。 社労士業務において、5年前と比べた顧客からの需要の変化について、あなたのお考えをお答えください。	
35	5年後、どのような業務を強みとした社労士事務所にしたいですか。	
36	「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査」（パネル調査）への協力をお願い	対象者※

※Q36対象者：「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査」（パネル調査）の調査対象者である者（①30歳以上69歳以下
②「開業」又は「法人の代表社員」③開業後5年以上の方）

社労士実態調査（勤務等向け） 調査内容一覧

※ 社労士事務所や企業等に勤務している社労士等、開業者以外を対象とした調査です。

●準備するもの

・年収に関する質問がありますので、源泉徴収票など年収額がわかる書類をご用意ください。

●留意事項

※ 設問に特段の指定がなければ4月1日時点の情報をお答えください。

※ 実際の回答はWeb画面の※印の注意書きを確認のうえお答えください。

No.	質問	回答対象者
1	あなたが、所属している都道府県会を教えてください。	全員
2	差し支えなければ、あなたの性別を教えてください。	
3	あなたの年齢を教えてください。	
4	あなたが、社労士登録した年を西暦で入力してください。	
5	あなたは特定社労士の付記をされていますか。	
6	あなたは社労士以外の国家資格を取得していますか。	
7	あなたは国又は地方公共団体から審議会等に委嘱されていますか、あるいは民間企業から社外取締役等に委任されていますか。	
8	あなたの会員種別をお答えください。	
9	あなたは企業に勤務していますか。 ※主な働き方が社労士事務所以外の個人事業主の方は、「勤務していない」をお答えください。	
10	あなたの勤務先の業種を教えてください。	企業等に勤務している方
11	あなたの勤務先の従業員規模を教えてください。	
12	あなたの勤務先での役職を教えてください。	
13	勤務先で社労士に関連する業務（労働社会保険諸法令に関する事務）に従事していますか。また従事している場合、経験年数を教えてください。	企業等に勤務していない方
14	あなたの現況について、あてはまるものを次のうちからお答えください。	
15	あなたの年収額を教えてください。	全員
16	あなたは社労士登録をして、どのようなメリットがありましたか。	
17	あなたは、他の勤務等の社労士とどのような交流をしていますか。ご自由にお答えください。	
18	あなたは、副業・兼業はしていますか。している場合、本業を除いた副業・兼業の数はいくつですか。	
19	あなたは今後、社労士として開業する意向はありますか。	
20	Q19で「開業する意向はない」と答えた方に質問です。 開業しない理由を教えてください。	
21	あなたが社労士を志望された動機について、次の項目ごとに当てはまるか否かをお答えください。 ※具体的な項目は回答画面でご確認ください。	

No.	質問	回答対象者
22	あなたの社労士としての職業生活において、次の項目ごとに当てはまるか否かをお答えください。 ※具体的な項目は回答画面でご確認ください。	全員
23	あなたの社労士としての職業生活において、次の項目についてストレス、不安、悩みを感じているかをお答えください。 ※具体的な項目は回答画面でご確認ください。	
24	あなたは、今後社労士資格をどのように活かしたいですか。ご自由にお答えください。	